

那珂川市の取り組み

イベントに参加してみませんか？

5月

えこじどうかんこ 恵子児童館子どもまつり
人権を大切にする子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体などで実行委員会を組織し、開催しています。遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいことが盛りだくさんです。
【とき】毎年5月第4土曜日 【ところ】恵子児童館、市民体育館、福岡県立福岡学園



7月

こうわもんたいけいはつきょうちょうげつかん 同和問題啓発強調月間
福岡県、各市町村では、毎年7月を同和問題啓発強調月間と定めて同和問題の早期解決に向けた啓発活動を展開しており、那珂川市では、駅などの街頭啓発や、研修会、啓発冊子の発行などを行っています。
こうわもんたいこうえんかい 同和問題講演会
同和問題啓発強調月間の取り組みの一環として、住民の皆さまを対象に講演会を開催しています。
【とき】毎年7月 【ところ】ミリカローデン那珂川



10月
から

かくこうみんかんじんけんもんたいけんしゅうかい 各区公民館人権問題研修会
人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月

じんけんしゅうかん 人権週間
世界人権宣言にちなみ、12月4日～10日を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動が全国的に展開されています。
じんけん 人権フェスタなかがわ
人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、スタンプラリーなど盛りだくさんです。
【とき】毎年12月の人権週間中の日曜日
【ところ】ミリカローデン那珂川、ふれあいこども館



あか

明るいあしたのために

特集：部落差別をなくす取り組みを知る

No
41



部落差別との出会い～人権学習について～

ねえねえ、おとうさん。
今日は学校で、部落
差別について学んだ
んだけど…。

そうなんだね。
お父さんも会
社で学んでい
るよ。

今でも全國に部落差別に
よって、苦しんでいる人が
いるんだ。そのことを知つ
たときは悲しくて、許せな
い気持ちになったよ。



部落差別、同和問題とは

「部落差別」とは、生まれた場所や住んでいる場所などで差別することであり、
精神的にも経済的にも厳しい状況に追い込む、決して許されない差別であり、
深刻な人権侵害です。

「同和問題」とは、部落差別の結果として生じる重大な人権問題のことを言い、
その早急な解決は、行政の責務であり、国民の課題です。

今でも、部落差別が
あるんだね…
どうしてなくなら
ないのかな？

それはね、部落差別に無関心な
人たちや、間違った情報を信じ
て差別をする人たちがいるか
らなんだ。部落差別をなくそう
と取り組んでいる人もたくさん
いるんだけどね。



それには、今はインターネットで、特定
の個人や団体について悪意のある間
違った情報を流したり、結婚するときや
人を採用するときに、相手の生まれた
ところや住んでいるところを調べたり
する人がいるんだ。

仕事をするときや大好きな人と結婚するの
に生まれた場所とか住んでいる場所は関係
ないと思うけどな。お父さんは会社でどん
なことをしているの？



お父さんは会社で人権啓発推進
委員として取り組んでいるよ。
たとえば…。



採用試験の際に、出身地や住んでいると
ころによって受験者が不利になるよう
なことがないように指導しているよ。

面接の際に出身地につい
て聞くのはどうですか？



それは本人の適性や能力に
関係がないので、聞く必要があり
ません。

また、部落差別についての正しい知識
を身に着けてもらうために、社員研修
を行っているよ。差別をなくすために
何ができるか、みんなで一緒に考
ることがとても大切だからね。



部落差別をなくすために、
那珂川市ではどんなことを
しているのかな？



那珂川市でも様々な取り組みを行つ
ているよ。12月には、ミリカローデン
那珂川で人権フェスタなかがわとい
うイベントをやっているんだ。そこには
差別をなくそうと取り組んでいる
人たちが多くあつまっているんだよ。
お父さんと一緒に参加してみようか！

じんけん 人権フェスタなかがわの様子



ななかがわしにほんぜんごくじんけんもんたい
那珂川市だけではなく、日本全国で人権問題
の解決に向けて、一人ひとりの人権意識を高
めるために取り組みを行っているよ。法務省
では人権問題のうち、17項目を強調事項とし
て掲げているんだ。



法務省が掲げる啓発活動強調事項

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別(同和問題)を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 地震等の災害に起因する偏見や差別をなくそう



「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

- 今もなお部落差別が存在すること
- 部落差別は決して許されないこと
- 部落差別を解消する必要があること

このようなことを多くの人たちに知っていたい、部落差別をなくす取り組みを市全体で推進するために、条例を制定しました。条例の中で特に紹介したいのは、第4条の「市民及び事業者の役割」です。



市役所職員

私たちが、今しなければいけないことは分かりました。もし、差別を見たり、聞いたりしたときや、私が差別にあって、相談したいときはどうしたらいいですか。

一人で抱え込まず、差別や人権について気になったことがあれば、どんなことでもいいので、相談窓口に相談してみてください。

人権に関する相談窓口

人権問題・人権全般に関すること

- 那珂川市人権センター 人権・生活・困りごと相談室……… 092-952-9375
- 那珂川市人権政策課…………… 092-953-2211
- ふくおか人権ホットライン…………… 092-724-2644
- 福岡法務局筑紫支局…………… 092-922-2881

同和問題に関すること

- 那珂川市人権政策課…………… 092-953-2211
- 那珂川市教育委員会社会教育課…………… 092-952-2092

私たちも、部落差別をなくすためにできることからはじめよう！

部落差別をなくすために大切なことは、差別を正しく知ることです。そして、差別に気づき、見逃さずに行動することです。

那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例の抜粋
(市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、部落差別の解消を自らの役割として、部落差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をすることなく、部落差別を温存又は助長せず、社会のあらゆる分野において部落差別の解消に努めるものとする。

わたし
私はどうしたら
いいですか。

市民の役割として大事なのは、部落差別を正しく知るということです。部落差別をしないためには、差別を正しく知って、差別を見抜くことが必要になります。人権への関心を持ち、学ぶことが大切ですね。



差別のない住みよいまちづくりに向けて
力を合わせて部落差別をなくしていきましょう